

## 公益財団法人全日本柔道連盟 公益通報者保護に関する規程

### (目的)

第1条 公益財団法人全日本柔道連盟(以下「本連盟」という。)は、組織又は個人による法令違反、本連盟の規程違反、又は不適切な行為を速やかに認識し是正を図り、風評リスクや社会的信頼等に係る危機を極小化するとともに、本連盟の倫理、法令等順守の推進に資することを目的として「公益通報者保護に関する規程」(以下「本規程」という。)を定める。

### (対象者)

第2条 本規程は、本連盟の役員及び職員(臨時雇用・契約職員・派遣職員を含む)(以下「役職員」という。)に対して適用する。

### (通報、相談努力)

第3条 役職員は、本連盟および本連盟役職員の法令違反、本連盟の規程違反又は不適切な行為として別表に掲げる事項(以下「申告事項」という。)が生じ、又は生じるおそれがある場合、これを正当化し又は黙認することがあってはならず、通報又は相談(以下「相談等」という。)を行うことにより、本連盟及び本連盟役職員の法令違反、本連盟の規程違反又は不適切な行為として別表に掲げられる事項の是正・防止に努めるものとする。

### (通報、相談の誠実性)

第4条 第6条に規定する通報等窓口への通報等は、誠意をもって行うものとし、個人的利益を図る目的、私怨又は誹謗中傷を目的として行ってはならない。

2. 役職員は、通報等に際して、客観的な事実とそれに基づく推測とを区別して述べ、噂を含む曖昧な事実を客観的な事実と断言したり、誤解を与えるような表現をすることは避けるようにしなければならない。
3. 役職員は、通報等を行うこと若しくはその方法又はその内容により他人の正当な利益、本連盟の利益及び公共の利益を害することのないよう努めなければならない。

### (通報者又は相談者の保護)

第5条 役職員は、通報者又は相談者を探索してはならない。

2. 役職員は、通報者又は相談者が本規程に基づいて通報等を行ったことを理由として、通報者又は相談者に対し、不利益な取扱いや嫌がらせ等の報復行為を行ってはならない。
3. 本連盟は、通報者又は相談者が本規程に基づいて通報等を行ったことにより、解雇、降格、減給その他の不利益な取扱いをしてはならない。
4. 本連盟は、通報者又は相談者が本規程に基づいて通報等を行ったことを理由として、通報者又は相談者の職場環境が悪化することのないよう、必要に応じて、適切な措置を講じなければならない。
5. 前2項の規定は、法令違反、本連盟の規程違反又は不適切な行為を行った通報者又は相談者に対して就業規則に基づいて処分を行うことを妨げない。

(通報等の方法)

第6条 本規程に基づいて通報等をする場合、役職員は次の窓口に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。

(1) 一切の法律問題に関する通報等

通報等窓口 コンプライアンス担当理事または顧問弁護士

(2) 理事、評議員の不正に関する通報又は内部組織での対応が困難と思われる事項に関する通報等

通報等窓口 監事

(3) 人事・労務等に関する事項およびその他の事項に関する通報等

通報等窓口 事務局長またはコンプライアンス担当理事

2. 上記の通報等窓口にかかわらず、役職員は別に定めるコンプライアンスホットラインを利用することができる。
3. 役職員等は、第1項に定める窓口の一つを選択して通報等を行うものとする。ただし、第10条に定める調査結果について疑義が残る場合には、前に行った通報等の結果を添えて別の窓口に通報等を行うことができる。

(通報等の窓口での対応)

第7条 窓口は、申告事項のうち、組織又は個人による法令違反、本連盟の規程違反、社会から非難を受けるおそれのある不適切な行為又はこれらのおそれのある行為について受け付け、その対応を行うものとする。

2. 無責任な通報等を避けること及び事実関係の確認と調査を行うため、通報等は原則として実名によるものとする。ただし、事情により、匿名による通報等も受け付けるものとする。
3. 就業規則その他に定める守秘義務に関する規定は、本規程の定めに従って行われる通報等を妨げるものではない。

(通報等に基づく調査)

第8条 通報等を受けた窓口の担当者は、通報内容について客観性・合理性があると判断した場合は事実関係の調査を行うこととし、通報等を受けた窓口の担当者は、通報者に対して、通報等を受けた日から20日以内に調査を行う旨の通知又は正当な理由がある場合は調査を行わない旨の通知を行うものとする。

2. 通報等に基づく調査において、通報等の対象となった者は、公正な聴聞の機会と申告事項への反論及び弁明の機会が与えられるものとする。
3. 役職員は、通報等に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べる義務を負うものとする。
4. 役職員は、調査の協力を依頼されているとしないにもかかわらず、第1項の調査を妨害してはならない。
5. 調査担当者は、調査の実施に際し、通報者または相談者の秘密を守るため、通報者または相談者が特定されないよう調査の方法に充分配慮しなければならない。
6. 第5条の規定は、役職員が通報等に基づく調査に協力した際事実を述べた場合について準用する。

(公正・公平な調査)

- 第9条 通報等を受けた各窓口は、通報等の対象となった申告事項の内容（ただし、通報者の氏名を除く。）を、直ちにコンプライアンス担当理事に報告し、その事実の有無及び内容について速やかに調査し、その調査結果をコンプライアンス担当理事に報告するものとする（コンプライアンス担当理事が窓口である場合は除く。）。
2. 通報等によって提供された情報については、各窓口において調査することを原則とするが、必要に応じてコンプライアンス委員会等、他の部署に調査を依頼することができる。
  3. 窓口の担当者又は他の調査担当部署における調査は、通報等に基づく情報により、公正かつ公平に行うものとする。
  4. 前3項の調査において通報者の名前を開示する必要がある場合であっても、通報者の同意を得なければ、通報者の氏名を開示することはできないものとする。

(調査結果の通知等)

- 第10条 調査担当部署は、通報等を受け付けた窓口は、調査結果をできる限り速やかに通知するものとする。ただし、通報等の対象となった者の個人情報の扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。
2. 調査担当部署から調査結果について通知を受けた窓口は、通報者に対して連絡ができる場合、通報者に対して調査結果を通知する。ただし、匿名による通報等の場合はこの限りではない。

(調査結果に基づく対応)

- 第11条 前条の調査の結果、法令違反、連盟の規程違反又は不適切な行為の存在が確認された場合は、コンプライアンス担当理事は速やかに対応を行うとともに、コンプライアンス委員会に報告するものとする。また、事案の状況に応じ、必要と判断した場合はコンプライアンス委員会に諮問し、又は直ちに違法行為を中止するよう命令する等、必要な措置を講じる。
2. コンプライアンス担当理事はすべての調査結果を会長に報告するものとし、必要に応じて会長に対して、当該役職員に係る懲戒処分又は刑事告発の手段をとり、再発防止措置など必要な措置をとるよう要請するものとする。
  3. 通報等をした役職員が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の扱いにおいて、通報等をしたことを斟酌するものとし、当該役職員が主導的な役割を果たしていなかった場合に限り、懲戒処分を軽減することができる。
  4. 調査結果及びそれに対する対応の概要（ただし、通報者の氏名を除く。）は、直近に開催される理事会において報告するものとし、必要に応じて評議員会に報告するものとする。

(情報の記録と管理)

- 第12条 通報等を受けた各窓口及び調査担当部署は、通報者の氏名（匿名の場合を除く。）、通報等の経緯、内容及び証拠等をまとめ、倫理推進室はこれを記録・保管するものとする。
2. 通報等を受けた各窓口、調査担当部署又はコンプライアンス委員会に関与する者その他情報を知り得た者は、その情報に関して秘密を保持しなければならない、通報者の同意がない限

り、通報者の氏名等の情報を開示してはならない。

3. 本連盟の役職員は、各窓口、調査担当部署に対して、通報者の氏名等を開示するように求めてはならない。

(利益相反関係の排除)

第13条 通報窓口の担当者又は他の調査担当部署その他通報等された事案に関与する者は、自らが関係する法令違反、連盟の規程違反、不適切な行為又はこれらのおそれがある行為についての通報等の処理に関与してはならない。

(懲戒等)

第14条 役員が本規程に違反した場合は理事会の決議に基づき、また職員が本規程に違反した場合には就業規則に則り懲戒処分を受けることがある。

2. 前項の懲戒処分は、役員については理事会が、職員については会長がこれを行う。ただし、職員についても重要な使用人の解任については理事会の決議に基づき理事会が行う。

(公益通報者保護制度のための教育)

第15条 本連盟は、役職員に対して、通報等が正当な行為であることの教育を含む公益通報者保護制度に関する研修を行う。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、令和元年12月20日から施行する。

(別表)

この規程において、申告できる事項は、次の事項とする。

1. 法令及び本連盟の規程（就業規則その他の内部規定を含む）に違反する行為（ただし、努力義務に係るものを除く。）
2. この法人の役員、職員、登録会員、取引先、受益者、その他利害関係者の安全、健康に対して危険な行為又は危険を及ぼす恐れのある行為
3. 上記各号又はこれらの行為の隠蔽、証拠隠滅、情報漏洩によりこの法人の名誉又は社会的信用を侵害するおそれのある行為